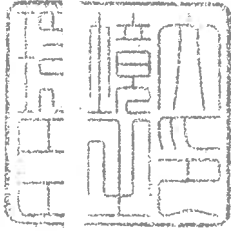


認 定 証

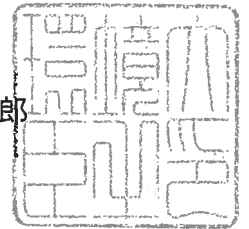


静岡県磐田市新貝 2500 番地
ヤマハ発動機株式会社
代表取締役 日高 祥博 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和 2 年 12 月 15 日

環境大臣 小泉進次郎



記

1. 認定の年月日 平成 16 年 10 月 1 日
2. 認定番号 第 23 号
3. 産業廃棄物の種類

ヤマハ発動機株式会社が製造し、又は輸入した二輪自動車及び原動機付自転車が産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国